



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成15年
12月18日
(木曜日)
号外

目次

○道路の供用開始

○告示

(六一七・道路課) 一

●佐賀県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十五年十二月十八日から平成十六年一月十七日まで佐賀県土木部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字薬師一〇一二番一地先から鹿島市大字納富分字永吉良一〇二五番一地先まで	平成一五・一二・一八

申購
込先
料

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十五年十二月十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画（株）